

昭和六十二年十一月十七日受領
答 弁 第 一 号

内閣衆質一一〇第一号

昭和六十二年十一月十七日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員坂上富男君提出登記事務のコンピュータ化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員坂上富男君提出登記事務のコンピュータ化に関する質問に対する答弁書

一について

電子情報処理組織を用いて登記を行う制度については、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号。以下「円滑化法」という。）の趣旨にのっとり、不動産登記事務のみならず商業・法人登記事務その他の登記事務をも対象とする方向で検討している。

二から五までについて

電子情報処理組織を用いて登記を行う制度については、円滑化法第五条第二項の規定に基づく法務大臣の諮問を受けて、本年十月五日民事行政審議会の答申（以下「答申」という。）がされたところであり、現在、答申の趣旨を踏まえ、その制度の内容及び実施計画等について検討し

ているところである。

なお、答申のうち、御質問に関連する部分の骨子は、次のとおりである。

(1) 電子情報処理組織により登記を行う制度への移行は、できるだけ速やかに全国の登記所について実施すべきであり、この場合においては、都市部に所在する繁忙登記所から優先的に実施することを基本とするのが相当である（答申第五の一）。

(2) 登記事項証明書（電子情報処理組織を用いて登記を行う制度を導入した場合、登記情報の公開手段として発行する証明文書で、現行の登記簿謄抄本に相当するもの）については、管轄登記所以外の登記所においても交付することができるシステムを設け、諸情勢を考慮して、段階的にこのシステムを実施する登記所の範囲の拡大を図るのが相当である（答申第六の一）。

(3) 登記所のコンピュータと通信回線で接続された端末装置を登記所以外の事務所に設置し、

この端末装置により登記情報を入手することができる仕組みは、現段階で直ちに採用するのは相当でないが、将来これを採用する方向で諸条件の整備を図るべきである（答申第六の五）。

六について

登記所の整理・統合は、行政機構の簡素合理化の一環として推進しているもので、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の導入を、これと関係させる考えはない。